普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	4.193	—
２級地	3.499	—	3.573	3.589	3.621
３級地	3.332	—	3.401	—	3.446
４級地	2.873	2.875	2.929	2.941	2.965
５級地	2.624	2.625	2.672	2.683	2.704
６級地	1.874	—	1.900	—	1.917
７級地	1.458	1.459	1.472	—	1.481
無級地	—	0.875	0.872	0.871	0.869
					B
１級地					0.322
２級地					0.261
３級地					0.244
４級地					0.196
５級地					0.170
６級地					0.091
７級地					0.048
無級地					−0.013

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.485、403.994、0.087及び0.272を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.85	7.62	2,000
6.00以上10.00未満のもの	42.60	36.59	7,400
10.00以上14.00未満のもの	74.79	54.17	7,900
14.00以上18.00未満のもの	147.33	71.89	8,400
18.00以上22.00未満のもの	180.69	80.72	8,900
22.00以上のもの	215.52	103.71	9,400

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	3.983	—
２級地	3.331	—	3.401	3.418	3.448
３級地	3.176	—	3.241	—	3.285
４級地	2.748	2.749	2.801	2.814	2.836
５級地	2.515	2.516	2.560	2.572	2.591
６級地	1.816	—	1.841	—	1.857
７級地	1.427	1.427	1.440	—	1.446
無級地	—	0.884	0.880	0.879	0.878
					B
１級地					0.309
２級地					0.251
３級地					0.234
４級地					0.188
５級地					0.163
６級地					0.088
７級地					0.046
無級地					−0.013

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.630、358.149、0.083及び0.268を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　Ａ		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.43	7.22	2,000
6.00以上10.00未満のもの	41.67	35.67	7,400
10.00以上14.00未満のもの	73.34	52.78	7,900
14.00以上18.00未満のもの	145.17	70.05	8,400
18.00以上22.00未満のもの	178.00	78.46	8,900
22.00以上のもの	212.23	100.87	9,400